

特別養護老人ホーム たざわこ清眺苑 利用料金表

1. サービス利用料金

令和6年8月1日改正

| 要介護区分 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|----------------------------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 基本単位 【ユニット型介護福祉施設サービス費】 | 670 | 740 | 815 | 886 | 955 |
| 看護体制加算（Ⅰ）口 | 4 | | | | |
| 看護体制加算（Ⅱ）口 | 8 | | | | |
| 日常生活継続支援加算Ⅱ | 46 | | | | |
| 夜勤職員配置加算（Ⅳ）口 | 21 | | | | |
| 単位数合計（31日） | 23,219 | 25,389 | 27,714 | 29,915 | 32,054 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （14.0%） | 3,251 | 3,554 | 3,880 | 4,188 | 4,488 |
| 利用者負担額（31日） （1割負担の場合） | 26,470 | 28,943 | 31,594 | 34,103 | 36,542 |
| 利用者負担額（31日） （2割負担の場合） | 52,940 | 57,886 | 63,188 | 68,206 | 73,084 |
| 利用者負担額（31日） （3割負担の場合） | 79,410 | 86,829 | 94,782 | 102,309 | 109,626 |

* 初期加算：入居した日から起算して30日、及び30日を超える病院等への入院後に施設に再入居した場合に

については1日1割負担の方は30円、2割負担の方は60円、3割負担の方は90円加算されます。

* 外泊時費用：病院等へ入院を要した場合及び居室における外泊を認めた場合は、所定単位数に代えて1日1割負担の

方は246円、2割負担の方は492円、3割負担の方は738円と居室に係る自己負担額を算定します。

（外泊の翌日から1ヶ月に6日間を限度として、月をまたがる場合は最大12日間）

☆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：1月の上記総単位数の14.0%が加算されます。

2. 食費・居住費の費用

| | 基本額 | 介護保険負担限度額認定証に記載されている額 | | | |
|----------|--------|-----------------------|--------|--------|--------|
| | 第4段階 | 第1段階 | 第2段階 | 第3段階① | 第3段階② |
| 食費（日額） | 1,445 | 300 | 390 | 650 | 1,360 |
| 食費（31日） | 44,795 | 9,300 | 12,090 | 20,150 | 42,160 |
| 居住費（日額） | 2,066 | 880 | 880 | 1,370 | |
| 居住費（31日） | 64,046 | 27,280 | 27,280 | 42,470 | |

3. 一ヶ月分（31日）合計額（サービス利用料金＋食費＋居住費）

| | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1段階 | 63,050 | 65,523 | 68,174 | 70,683 | 73,122 |
| 第2段階 | 65,840 | 68,313 | 70,964 | 73,473 | 75,912 |
| 第3段階① | 89,090 | 91,563 | 94,214 | 96,723 | 99,162 |
| 第3段階② | 111,100 | 113,573 | 116,224 | 118,733 | 121,172 |
| 第4段階（1割負担） | 135,311 | 137,784 | 140,435 | 142,944 | 145,383 |
| 第4段階（2割負担） | 161,781 | 166,727 | 172,029 | 177,047 | 181,925 |
| 第4段階（3割負担） | 188,251 | 195,670 | 203,623 | 211,150 | 218,467 |

※上記合計額には、初期加算と外泊時費用は含まれておりません。

* 要介護度1または要介護度2の方の入居の取り扱いについて

指定介護老人福祉施設への入居は、原則要介護度3以上の方が対象となります。

要介護度1及び要介護度2の方の入居については、保険者（各市町村）と連携を図りながら「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」に基づき以下の方が入居の対象となります。

- (1) 認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られること。
- (2) 知的障害・精神障害を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- (3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- (4) 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

ただし、入居に当たっては、上記要件に該当し、当施設の入所検討委員会にて検討を行っていくこととなります。

* 要介護度3以上で入居した方について

施設入居後の介護保険要介護更新にて、要介護度1及び要介護度2と認定された場合は、契約解除の対象となる場合があります。